

子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について

子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項の規定により、区が下記の施設・事業の利用定員を設定するのにあたり、意見を聴取する。

分類	類型	公私の別	施設名	確認予定年月	利用定員				
					1号認定	2号認定	3号認定		計
					3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
教育・保育施設	保育所	私立	(仮称)あさくさあおぞら ナーサリースクール	令和元年10月	—	36人	6人	30人	72人
				令和2年4月	—	54人	6人	30人	90人
教育・保育施設	保育所	私立	(仮称)チェリッシュ浅草橋 保育園	令和2年4月	—	39人	0人	21人	60人
教育・保育施設	保育所	私立	(仮称)ポピンズナーサリー スクール蔵前	令和2年4月	—	51人	9人	30人	90人
教育・保育施設	保育所	私立	(仮称)日生御徒町保育園ひびき	令和2年4月	—	36人	6人	18人	60人
合 計						216人	156人		372人

[参考] 子ども・子育て支援事業計画に掲げた保育の量の見込み及び確保数

子ども・子育て支援事業計画 (令和元年度) (平成29年度中間の見直し反映)	認定区分	1号	2号	3号
		3～5歳 教育希望	3～5歳 保育必要	0～2歳 保育必要
	A 量の見込み	1,629人	1,903人	2,149人
	B 確保数	2,077人	1,916人	2,150人
	C 過不足数 (B-A)	195人	13人	1人